

報道関係者各位

令和5年3月29日

「市制施行 80 周年記念」の名義使用について

本年は、市制施行80周年の節目の年に当たります。全市を挙げてこれを祝賀し、今日までふるさと舞鶴の発展に寄与いただいた市内外の皆様とともに、新たな一步を踏み出す機会とするため、本市に所在するまたはゆかりのある機関や団体が行う「舞鶴市市制施行80周年」関連事業を広く募集します。

記

- ・今年開催する催し等で「市制施行80周年記念」の名義使用を希望される場合、所定の用紙に必要事項を記入し、舞鶴市企画政策課へ提出いただくもの。
- ・用紙は企画政策課に備え付け。市ホームページからダウンロードも可。
- ・舞鶴市市制施行80周年事業 名義使用に関する要項は別紙のとおり。



SDGs 未来都市

舞鶴市 政策推進部企画政策課（担当：亀井）

〒625-8555 舞鶴市字北吸 1044

TEL:0773-66-1042、FAX:0773-62-5099

E-mail:plan@city.maizuru.lg.jp

舞鶴市市制施行 80 周年事業 名義使用に関する要項

令和 5 年 3 月

1 趣旨

本年は、市制施行 80 周年の節目の年に当たります。全市を挙げてこれを祝賀し、今日までふるさと舞鶴の発展に寄与いただいた市内外の皆様とともに、新たな一步を踏み出す機会とするため、本市に所在するまたはゆかりのある機関や団体が行う「舞鶴市市制施行 80 周年」関連事業を広く募集するもの。

2 募集概要

(1) 対象団体

- ・ 5 人以上の者で組織されている団体
- ・ その他市長が適当と認める団体

(2) 対象事業

- ・ 市制施行 80 周年を記念して実施する事業
- ・ 交流の促進につながる事業
- ・ その他市長が特に必要と認める事業

(3) 対象外事業

- ・ 営業を主たる目的とする事業
- ・ 政治又は宗教に関する事業
- ・ 特定の人・ものに対する援助、助長等につながる事業
- ・ その他市長が不適当と認める事業

(4) 名義使用

- ・ 申請が承認された事業は、実施主体による事業の PR 活動（ポスター、パンフレット及びホームページ等）において「舞鶴市市制施行 80 周年」の標語が使用できる。

(5) 募集期間

- ・ 令和 5 年 3 月 14 日～令和 5 年 12 月 29 日

(6) 申請方法

- ①主催団体は、舞鶴市（企画政策課）あてに「舞鶴市市制施行 80 周年事業 名義使用申請書」（様式第 1 号）を提出。

↓

- ②舞鶴市（企画政策課）は内容を確認し、「舞鶴市市制施行 80 周年事業 名義使用（承認・非承認）決定通知書」（様式第 2 号）により実施主体団体に通知。

(7) 担当課

- ・ 舞鶴市政策推進部政策推進室企画政策課（0773-66-1042）